

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第六十七条第二項の規定によつて、三原市幸崎土地改良区の解散を平成三十年七月二十四日認可した。

なお、この認可について不服がある者は、認可があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に、広島県を被告として、この認可の取消しを求める訴えを提起することができる。

平成三十年八月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦